

市・県民税申告書提出時の「本人確認書類」について

★ここからスタート★

(1) マイナンバーカードをお持ちですか？

はい

いいえ

マイナンバーカードをご持参ください。

※郵送でご提出の場合は、カードの両面を
コピーし、添付してください。

(2) 下記のいずれかをお持ちですか？

- ①個人番号通知カード
- ②個人番号が記載された住民票の写し

はい

いいえ

(3) 下記のいずれかをお持ちですか？

- ①運転免許証
- ②パスポート
- ③写真付き身分証明書
- ④写真付き社員証

お近くの市民総合窓口課、市民センターにて
下記書類のいずれかをお取りください。

- ①マイナンバーカード
- ②個人番号が記載された住民票の写し

はい

いいえ

上記質問(2)、(3)でご自身がお持ちの書類
を1点ずつご持参ください。

- (例)
- ・個人番号通知カードと運転免許証
 - ・個人番号通知カードと氏名等が印字
された市県民税申告書
 - ・個人番号が記載された住民票の写し
と写真付き社員証

(4) 下記の書類等をお持ちですか？

- ①健康保険の被保険者証
- ②年金手帳
- ③身分証明書（写真なし）
- ④社員証（写真なし）
- ⑤学生証（写真なし）
- ⑥税金、社会保険料、公共料金の領収書
- ⑦源泉徴収票
- ⑧納税通知書、特別徴収税額通知書

はい

いいえ

上記質問(2)のうち1点、(4)のうち2点の計3点の書
類をご持参ください。

(例)

- ・個人番号通知カードと被保険者証、社員証（写真なし）
- ・個人番号通知カードと年金手帳、源泉徴収票・個人番号
が記載された住民票の写しと介護保険料の領収書、納税
通知書
など

市税事務所市民税課にお問い合わせください。

(中央区・若葉区・緑区にお住まいの方)

043-233-8140

(花見川区・稻毛区・美浜区にお住まいの方)

043-270-3140

※代理人が申告書を提出する場合は、上記書類に併せて、委任状の提出が必要です。ただし、代理人が同一世帯の親族の場合は、委任状の提出は省くことができます。

(例：代理人が同一世帯外の場合) 申告者のマイナンバーカード（又はその写し）、代理人の運転免許証、委任状

(例：代理人が同一世帯内の場合) 申告者の個人番号通知カード（又はその写し）、代理人の被保険者証、社員証（写真なし）

※このフロー図は本人確認の簡易的な流れであり、こちらに記載のない書類でも本人確認書類として使用できるも
のがございます。詳しくは、次ページをご確認ください。

「本人確認書類」の具体例

マイナンバー法施行規則において、法令に規定された本人確認が難しい場合には、「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの」による本人確認が認められています。千葉市においては、主に次に掲げる書類で番号確認・身元確認が可能です。

個人番号の提供者	提出（又は提示）が必要な書類
本人	次の表中の ・「①番号確認書類」 + ・「②身元確認書類」
本人の代理人	次の表中の ・本人の 「①番号確認書類」 + ・代理人の 「②身元確認書類」 + ・「③代理権確認書類」

区分	主な書類の具体例													
①番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード ●個人番号通知カード ●個人番号が記載された住民票の写し 													
	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">いずれか 1点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード ●旅券 ●在留カード ●写真付き身分証明書 ●写真付き資格証明書 ●市から送付された申告書（氏名、住所、生年月日が印字されたもの） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●身体障害者手帳 ●特別永住者証明書 ●写真付き社員証 ●戦傷病者手帳 ●市から送付された申告書（氏名、住所、生年月日が印字されたもの） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●運転経歴証明書 ●療育手帳 ●税理士証票 ●写真付き学生証 ●精神障害者保健福祉手帳 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●身体障害者手帳 ●特別永住者証明書 ●写真付き社員証 ●戦傷病者手帳 ●市から送付された申告書（氏名、住所、生年月日が印字されたもの） </td> </tr> </table>					いずれか 1点	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード ●旅券 ●在留カード ●写真付き身分証明書 ●写真付き資格証明書 ●市から送付された申告書（氏名、住所、生年月日が印字されたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●身体障害者手帳 ●特別永住者証明書 ●写真付き社員証 ●戦傷病者手帳 ●市から送付された申告書（氏名、住所、生年月日が印字されたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転経歴証明書 ●療育手帳 ●税理士証票 ●写真付き学生証 ●精神障害者保健福祉手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●身体障害者手帳 ●特別永住者証明書 ●写真付き社員証 ●戦傷病者手帳 ●市から送付された申告書（氏名、住所、生年月日が印字されたもの） 				
いずれか 1点	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード ●旅券 ●在留カード ●写真付き身分証明書 ●写真付き資格証明書 ●市から送付された申告書（氏名、住所、生年月日が印字されたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●身体障害者手帳 ●特別永住者証明書 ●写真付き社員証 ●戦傷病者手帳 ●市から送付された申告書（氏名、住所、生年月日が印字されたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転経歴証明書 ●療育手帳 ●税理士証票 ●写真付き学生証 ●精神障害者保健福祉手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●身体障害者手帳 ●特別永住者証明書 ●写真付き社員証 ●戦傷病者手帳 ●市から送付された申告書（氏名、住所、生年月日が印字されたもの） 										
②身元確認書類	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">いずれか 2点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者証（注1） ●特別児童扶養手当証書 ●児童扶養手当証書 ●地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書（領収日が6か月以内のもの） ●納税証明書（発行日が6か月以内のもの） ●住民票の写し ●母子健康手帳 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●学生証（写真なし） ●社員証（写真なし） ●源泉徴収票 ●戸籍の附票の写し </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●印鑑登録証明書 ●身分証明書（写真なし） ●資格証明書（写真なし） ●特定口座年間取引報告書 ●特別徴収税額通知書 ●配当等に係る支払通知書 </td> </tr> </table>					いずれか 2点	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者証（注1） ●特別児童扶養手当証書 ●児童扶養手当証書 ●地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書（領収日が6か月以内のもの） ●納税証明書（発行日が6か月以内のもの） ●住民票の写し ●母子健康手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●学生証（写真なし） ●社員証（写真なし） ●源泉徴収票 ●戸籍の附票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑登録証明書 ●身分証明書（写真なし） ●資格証明書（写真なし） ●特定口座年間取引報告書 ●特別徴収税額通知書 ●配当等に係る支払通知書 					
いずれか 2点	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者証（注1） ●特別児童扶養手当証書 ●児童扶養手当証書 ●地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書（領収日が6か月以内のもの） ●納税証明書（発行日が6か月以内のもの） ●住民票の写し ●母子健康手帳 	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳 ●学生証（写真なし） ●社員証（写真なし） ●源泉徴収票 ●戸籍の附票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑登録証明書 ●身分証明書（写真なし） ●資格証明書（写真なし） ●特定口座年間取引報告書 ●特別徴収税額通知書 ●配当等に係る支払通知書 											
③代理権確認書類	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">法人の場合</td> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ●委任状（任意代理人の場合） ●戸籍謄本その他その資格を証明する書類（法定代理人の場合） </td></tr> <tr> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書、印鑑証明書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書（発行日又は領収の日から6か月以内のもの） ●法人との関係を証する書類（社員証又は法人の従業員である旨の証明書） </td></tr> </table>					法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●委任状（任意代理人の場合） ●戸籍謄本その他その資格を証明する書類（法定代理人の場合） 				<ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書、印鑑証明書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書（発行日又は領収の日から6か月以内のもの） ●法人との関係を証する書類（社員証又は法人の従業員である旨の証明書） 			
法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●委任状（任意代理人の場合） ●戸籍謄本その他その資格を証明する書類（法定代理人の場合） 													
	<ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書、印鑑証明書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書（発行日又は領収の日から6か月以内のもの） ●法人との関係を証する書類（社員証又は法人の従業員である旨の証明書） 													

(注1) 被保険者証

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者手帳